中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年度に 得ることとされた独立行政法人の見直しについて

平成 19年 12月 24日 行政改革推進本部決定

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)において、本年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務の見直しについては、平成 19 年度に見直す 23 法人に加え、平成 20 年度に見直す 12 法人についても前倒しで対象とすることとされたところである。

これら 35 の独立行政法人について主務大臣から示された別添1の見直し案については、総 務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部の求めに応じ別添2の意見が提出され ている。

当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人が、同委員会の勧告の方向性及び意見の趣旨に沿って見直しの具体化を進めるとともに、新たな中期目標及び中期計画の策定等に当たり、同委員会の意見及び行政減量・効率化有識者会議による独立行政法人の整理合理化に係る指摘等を十分踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準を厳しくかつできる限り定量的・具体的に定めたものとするよう積極的に取り組むことを条件として、これらの見直し案を了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務 大臣、当該独立行政法人及び同委員会から必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請すること とする。 独立行政法人国民生活センター等35の独立行政法人の組織・業務全般についての主務大臣の見直し案

(目 次)

内	閣 府	
独	は立行政法人国民生活センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
独	k立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構·······	4
総	務省	
11.5	<u></u>	7
	独立行政法人平和祈念事業特別基金	q
	祖立门政 从八十 1177亿事条刊加基亚	9
財	務省	
24.1		11
	独立行政法人国立印刷局······	
	独立行政法人通関情報処理センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	独立行政法人日本万国博覧会記念機構	
	低立11 政法人口本万国将見云記念俄牌	30
マキ	B科学省	
~ п	<u> 114 </u>	20
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	独立行政法人日本スポーツ振興センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	独立行政法人日本芸術文化振興会·····	
	独立行政法人海洋研究開発機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	独立行政法人国立高等専門学校機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	独立行政法人大学評価 · 学位授与機構 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
	独立行政法人メディア教育開発センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
<u> </u>	- 24 FL /lo	
厚生	三労働省 	•
	独立行政法人勤労者退職金共済機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
	独立行政法人労働者健康福祉機構	76
	独立行政法人国立病院機構······	
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	86
農材	木水産省・財務省	
	独立行政法人農畜産業振興機構	
	独立行政法人農業者年金基金······	94
	独立行政法人緑資源機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
/	to other aller also	
経済	<u>発産業省</u>	
	独立行政法人日本貿易保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構1	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構1	20

国土	:交通省	
		129
	独立行政法人国際観光振興機構	133
	独立行政法人水資源機構······	137
	独立行政法人空港周辺整備機構······	142
	独立行政法人海上災害防止センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
	独立行政法人都市再生機構	····148
環境		
	独立行政法人環境再生保全機構	155

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 20 日 厚 生 労 働 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び 事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成21年3月までの間に、さらに検討 を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 事務及び事業の見直し

医薬品医療機器総合機構は、平成 16 年 4 月の発足以来、「より有効でより安全な医薬品・医療機器をより早く速く国民に提供する」という使命を果たすため、審査・安全体制の整備に努めてきた。

次期中期目標期間においては、今後の審査・安全業務の増加や専門性の高度化に的確に対応 し、我が国が欧米と並ぶ三極として国際的な役割を担っていくため、業務の見直し、効率化を 行いつつ、審査の迅速化・質の向上、安全対策の着実な実施等に取り組むこととする。

1 審査関連業務のうち、ドラッグ・ラグの解消に向けた見直し

新医薬品審査については、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5 年を平成23 年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表(アクション・プラン)を作成し、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行うこととする。

また、アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解 消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行うこととする。

2 審査関連業務のうち、デバイス・ラグの解消に向けた見直し

新医療機器審査については、デバイス・ラグ(医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題)の現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図ることとする。

3 安全対策業務の着実な実施

医薬品や医療機器の安全性に係る情報の確実かつ迅速な収集・分析・提供等を行う安全対策業務については、グローバル開発の進展やライフサイエンスなどの新しい技術に対応して、優れた医薬品・医療機器を国民に早く提供していくために、引き続き、審査関連業務とバランスのとれた形で業務を確立して、リスク管理を的確に行うことが非常に重要である。

このことを踏まえつつ、安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るとともに、業務の実施状況や成果を国民に対して分かりやすく説明する観点から、次期中期目標等において、各事業の成果をより的確に把握できる指標を設定することとする。

4 業務全般に係る効率化の徹底

医薬品医療機器総合機構の業務経費の大半は、申請企業等が負担する手数料、拠出金で賄われているが、これらは、最終的には医薬品等を使用する国民の負担に帰するものであることを踏まえ、各業務について、効果的かつ効率的な業務運営を徹底することとする。

また、医薬品医療機器総合機構の事務所については、申請者の利便性、厚生労働省との緊密な連携の必要性及び今後の人員増によるスペースの確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から、次期中期目標期間中において、他の場所への移転も含めた検討を行い、必要な措置を講ずることとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 47 号)等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5 %以上を基本とする削減 について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続することとする。

また、医薬品医療機器総合機構の給与水準(平成 18 年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で 121.1 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

- ① 医薬品医療機器総合機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。





政 委 第 31 号 平成19年12月24日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 福 田 康 夫 殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委 員 長 大 橋 洋



「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 19 年度に得ることとされた独立行政法人の見直し案に対し意見を求めることについて」に対する意見

平成19年12月23日付け閣行本第52号をもって意見を求められた件について、 下記のとおり意見を申し述べる。

記

平成19年度に見直しの結論を得ることとされた35の独立行政法人について、平成19年12月23日付け閣行本第52号により当委員会に示された主務大臣の見直し案については、いずれも「平成19年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成19年12月11日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成19年12月21日付け政委第29号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。)におおびね沿っているものと考える。

今後、見直しの具体化に向け、法制上の措置を講ずる場合や新中期目標及び新中期計画の策定等に当たっても、勧告の方向性の趣旨を最大限いかしていただくとともに、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めた中期目標及び中期計画としていただくことを要請する。

なお、当委員会としては、各主務大臣、各独立行政法人及び各府省独立行政法人 評価委員会における今後の取組を注視し、必要な場合には、中期目標期間終了時に 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づく勧告を行うとともに、行 政改革推進本部に報告を行うこととする。 「勧告の方向性」

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「医薬品医療機器総合機構」という。)の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 審査関連業務のうち、ドラッグ・ラグの解消に向けた見直し 新医薬品審査については、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医 薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5年を 平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係 る年度別の達成目標及び工程表(アクション・プラン)を作成し、毎年

度その進捗 状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必

「見直し案」

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 19 年 12 月 20 日 厚 生 労 働 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成 21 年 3 月までの間に、さらに検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 事務及び事業の見直し

医薬品医療機器総合機構は、平成16年4月の発足以来、「より有効でより安全な医薬品・医療機器をより早く速く国民に提供する」という使命を果たすため、審査・安全体制の整備に努めてきた。

次期中期目標期間においては、今後の審査・安全業務の増加や専門性の 高度化に的確に対応し、我が国が欧米と並ぶ三極として国際的な役割を担っていくため、業務の見直し、効率化を行いつつ、審査の迅速化・質の向 上、安全対策の着実な実施等に取り組むこととする。

1 審査関連業務のうち、ドラッグ・ラグの解消に向けた見直し 新医薬品審査については、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医 薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5年を 平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係 る年度別の達成目標及び工程表(アクション・プラン)を作成し、毎年

度その進捗 状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必

要な見直しを行うものとする。

また、アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行うものとする。

2 審査関連業務のうち、デバイス・ラグの解消に向けた見直し 新医療機器審査については、デバイス・ラグ(医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題)の現状把握、原因分析を行うとともに、その 結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の 効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図るものとする。

3 安全対策業務の着実な実施

医薬品や医療機器の安全性に係る情報の確実かつ迅速な収集・分析・ 提供等の安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図る とともに、業務の実施状況や成果を国民に対して分かりやすく説明する 観点から、次期中期目標等において、各事業の成果をより的確に把握で きる指標を設定するものとする。

4 業務全般に係る効率化の徹底

医薬品医療機器総合機構の業務経費の大半は、申請企業等が負担する 手数料、拠出金で賄われているが、これらは、最終的には医薬品等を使 用する国民の負担に帰するものであることを踏まえ、各業務について、 効果的かつ効率的な業務運営を徹底するものとする。

また、医薬品医療機器総合機構の事務所については、申請者の利便性、厚生労働省との緊密な連携の必要性及び今後の人員増によるスペースの確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から、次期中期目標期間中において、他の場所への移転も含めた検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

要な見直しを行うこととする。

また、アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行うこととする。

2 審査関連業務のうち、デバイス・ラグの解消に向けた見直し 新医療機器審査については、デバイス・ラグ(医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題)の現状把握、原因分析を行うとともに、その 結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の 効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図ることとする。

3 安全対策業務の着実な実施

医薬品や医療機器の安全性に係る情報の確実かつ迅速な収集・分析・ 提供等を行う安全対策業務については、グローバル開発の進展やライフ サイエンスなどの新しい技術に対応して、優れた医薬品・医療機器を国 民に早く提供していくために、引き続き、審査関連業務とバランスのと れた形で業務を確立して、リスク管理を的確に行うことが非常に重要で ある。

このことを踏まえつつ、安全対策業務については、一層の効率的かつ 着実な実施を図るとともに、業務の実施状況や成果を国民に対して分か りやすく説明する観点から、次期中期目標等において、各事業の成果を より的確に把握できる指標を設定することとする。

4 業務全般に係る効率化の徹底

医薬品医療機器総合機構の業務経費の大半は、申請企業等が負担する 手数料、拠出金で賄われているが、これらは、最終的には医薬品等を使 用する国民の負担に帰するものであることを踏まえ、各業務について、 効果的かつ効率的な業務運営を徹底することとする。

また、医薬品医療機器総合機構の事務所については、申請者の利便性、 厚生労働省との緊密な連携の必要性及び今後の人員増によるスペース の確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な業務運営の確保の観 点から、次期中期目標期間中において、他の場所への移転も含めた検討 を行い、必要な措置を講ずることとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化 の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を 設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)等に基づく平成 18 年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、医薬品医療機器総合機構の給与水準(平成 18 年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で 121.1 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員 の給与水準を上回っていないか。

国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、 是正の余地はないか。

国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の 取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うこととする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化 の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を 設定することとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)等に基づく平成 18 年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続することとする。

また、医薬品医療機器総合機構の給与水準(平成 18 年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で 121.1 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、 是正の余地はないか。

国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の 取組により、随意契約の適正化を推進することとする。 医薬品医療機器総合機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争 や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

医薬品医療機器総合機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争 や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法によ り実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請することとする。